

送金関係書類の明細書の記載要領等

- 1 非居住者である親族（以下「国外居住親族」といいます。）に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除（以下「扶養控除等」といいます。）の適用を受ける場合には、その年の全ての送金関係書類を給与等の年末調整又は確定申告において提出又は提示する必要があります。ただし、国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を同一の国外居住親族に対してその年に3回以上行ったときは、その年の全ての送金関係書類の提出又は提示に代えて、この明細書の提出及びその年の最初と最後の支払に係る送金関係書類の提出又は提示により、国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受けることができます。

なお、扶養控除の対象としようとする国外居住親族が、年齢 30 歳以上 70 歳未満で、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者及び障害者のいずれにも該当しない場合において、その年の最初と最後の支払額の合計額が 38 万円未満であるときは、この明細書の提出及びその年の最初と最後の支払に係る送金関係書類の提出又は提示に加えて、その国外居住親族のその年の支払額の合計額が 38 万円以上であることが明らかとなる送金関係書類の提出又は提示が必要となります。

- 2 この明細書を作成することにより、提出又は提示を省略した送金関係書類は、扶養控除等の適用を受ける本人が保管する必要があります。

- 3 この明細書の各欄は、次により記載します。

- (1) この明細書には、国外居住親族ごとに給与等の年末調整又は確定申告において提出又は提示すべきその年の全ての送金関係書類について記載します。

なお、この明細書に記載しきれない場合には、「令和 年分 送金関係書類の明細書（次葉）」に記載します。

- (2) 「住所」、「氏名」及び「国外居住親族の氏名」の各欄には、それぞれの扶養控除等の適用を受けようとする本人の住所及び氏名並びに国外居住親族の氏名を記載します。

- (3) 「支払日」欄には、その国外居住親族に対し、国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を行った日を記載します。

- (4) 「支払方法」欄には、国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を行った方法について

{	<input type="checkbox"/> 為替取引
	<input type="checkbox"/> クレジットカード

 のいずれかに「✓」を付します。

- (5) 「支払額」欄には、国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払った金額を記載します。

なお、扶養控除の対象としようとする国外居住親族が、年齢 30 歳以上 70 歳未満で、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者及び障害者のいずれにも該当しない場合には、この欄に記載する支払額の合計額が 38 万円以上である必要があります。

この 38 万円以上の判定は、下記【参考】に記載の円換算の方法により行うこととなりますが、「原則」又は「例外①」の方法で円換算する場合には、その円換算した金額を「支払額」欄に記載してください（これ以外の場合には、実際に送金等をした通貨で記載して差し支えあり

ません（円換算は不要です。）。）。

- (6) 「令和 年分の支払額の合計額」欄には、「支払額」欄に記載した額の合計額を記載します。

なお、記載に当たっては、「令和 年分 送金関係書類の明細書（次葉）」に記載した金額も合算します。

また、扶養控除の対象としようとする国外居住親族が、年齢 30 歳以上 70 歳未満で、留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者及び障害者のいずれにも該当しない場合には、この欄に記載する支払額の合計額は 38 万円以上である必要があります。したがって、この場合の「令和 年分の支払額の合計額」欄には、円換算した金額を記載してください（円換算については、下記【参考】を参照してください。）。これ以外の場合には、実際に送金等をした通貨で記載して差し支えありません（円換算は不要です。）。

【参考】円換算の方法

	円換算の方法
原則	その送金（クレジットカードの利用）をした日の電信売買相場の仲値
例外①	その送金（クレジットカードの利用）について現に支出した本邦通貨（円）の額
例外②	その送金（クレジットカードの利用）をした金額の年間の合計額につき、その年最後の送金（クレジットカードの利用）の日の電信売買相場の仲値又はその最後の送金（クレジットカードの利用）に係る実際に適用された外国為替の売買相場により一括して換算した金額

(注) その年に、同一の親族に対して生活費又は教育費の支払を国外送金の方法とクレジットカードの利用による方法の両方による場合は、その方法別に円換算を行います。

※ 詳しくは、国税庁ホームページに掲載している「[令和 5 年 1 月からの国外居住親族に係る扶養控除等 Q&A（源泉所得税関係）](#)」の「Q7」をご覧ください。